

再犯防止推進計画に関する報告への意見

宮田桂子

第1 保護観察付執行猶予の件

1 現在の保護観察で効果が上がり得るか

保護観察付執行猶予が増えると再犯のおそれは低下するという考えには極めて大きな疑問がある。保護観察は、保護観察官と保護司がペアになって対象者を指導することが原則であるところ、再犯防止のために初回から執行猶予が妥当な事案としてあげられているのが、薬物事犯、粗暴犯、性犯罪、ストーカーといった類型であるとするれば、依存症治療やアンダーコントロールなど、高い専門スキルが必要であるところ、

- ① 保護司にそのような問題に関する知識を一般的に求めることは極めて困難であり、治療等につなげることが可能な一部の保護司に難しい対象者の担当を押しつけることになりかねない
- ② 保護観察官の数の不足は私が大学生だった昭和の頃に授業で習ったところであり（私が大学生になる前からそうだったはずだが）、現在も事態は大きく変わっておらず、問題のある者を保護観察官が引き受けることには人数的に無理がある。そもそも直担のあり方として、保護観察官が保護観察所に呼びつけるか対象者のもとを訪れて面会をする現状のあり方では大きな効果は期待し得ない（つまり、保護観察官が業務繁多な中、対象者との「対話」が成立するだけの余裕をもったコミュニケーションが図り得るか疑問ということである）
- ③ 保護観察所には様々なプログラムはあるが、そのプログラムを執行猶予期間後も継続させなければ意味がない場合が多いところ（依存症等は一生つきあわないといけな病気である）、単に執行猶予期間中、プログラムに参加させればよいというものではない。それらの犯罪については、犯罪者本人の自己肯定感が低く（その裏返しとして人から否定されたことで、いわゆる「キレる」ことも多い）、社会内での孤立があり、悩みを人に相談できずにため込む性格である等ということが少なくない。そうすると、最終的に必要なのはプログラムではなく、「人との関係性の回復」ということになる。保護観察官の直担の事件でそれらを解決できるだけの十分な時間はとり得ないだろうから、保護司などの地域での支援が妥当な場面もあると思われるが、上記のように、保護司のスキルには限界がある。そのように考えれば、保護司がチームを組み、さらに、地元の基礎自治体の福祉等の職員、保健所の保健師などと保護観察官でチーム

を作ってカンファレンスなどをしながら対応することが妥当な案件（もちろん、2 記載のように、更生支援計画が立てられている場合にはその関係者も含めてのチームを作る必要がある）も多いものと思われる。検討するなら、今までとは異なる方策を考えるべきであろう。

2 更生支援計画が特別遵守事項にされないために計画が実行困難となるケース

現在、弁護士が福祉専門職等と連携して、裁判决階において更生支援計画を策定する試みが全国に広がっており、計画は保護観察所や刑事施設に引き継がれている。計画がある場合に、それに従って回復、改善更生に向かおうとする者もいるが、執行猶予付判決を得たとたんに翻意し、計画に従わない者も少なくない。再犯に至る者には、計画を実行しないで途中で翻意した者が少なからず存在する。

再犯をしたケースでは、弁護士（の多く）は（再度）計画を策定するが、「執行猶予になったから計画どおりにしなくてもいいや」と考える者は、保護観察が着かない場合と同様に存在する。薬物事件では、再度の執行猶予や刑の一部執行猶予を得てある程度強制力を持たせながら回復施設への入所・通所や病院への入院・通院をさせることを内容とすることが多いのだが、判決が出たとたんに翻意して、「保護観察がついたのだから保護観察所のプログラムを受ければいい」「金がかかると親族に迷惑をかける（回復施設や病院では、（世帯分離による）生活保護申請などにより、家族に経済的負担をかけずに治療が可能になるよう指導しているのだが、そのように説明しても）、保護観察所のプログラムを受けるから施設や病院には行かない」と言い出す者は少なくない。更生支援計画策定によって再度の執行猶予が付されるような場合、判決でも計画に具体的に言及していることが多いのだが、保護観察所は、計画に記載された施設への入所・通所や病院への入院・通院を特別遵守事項として入れてくれない。「医療や福祉等は本人の同意がないとできないのだから」というのが保護観察所の言い分であり、うがった見方であるが、保護観察所は、保護観察官が専門家なのに、弁護士が福祉専門職を使って余計なことをするな、という考えが根底にあるというのが当職のみるところであるが（もちろん、当職は、今福前保護局長等の論文は拝読しているが、あえてそう申し上げたいのである。計画の策定は本人の同意のもとで行われているのであり、何らの同意なく行われているものではないことに留意されたい）、保護局、保護観察所は判決に言及された計画に従わない者を放置することが、計画を策定することの意味づけや判決の感銘力をどれだけ損ねているかを考えるべきである。

このような計画が存する場合には、計画に記載された福祉専門職やその者が入通所、入通院を検討した回復施設や病院、その他の機関が対象者を的確な治療等につなぎ、保護観察官は、その実行がされているかの監督に徹するという役割分担も考え得るところである（上記のとおり保護観察官の負荷は大きいのであるから、このように割り切るケースがあってもいいと思われる）。もちろん、このような中に、地域代表としての保護司が加わることは十分検討に値すると考えられ、その場合の保護司の役割は、対象者の地域での受容や行動の問題の発見といった点に求めることが可能であろう。もちろん、保護司とも更生支援計画書の共有は不可欠と考える（しかしながら、保護司の中には「なぜ回復施設に通うのか。なぜ働かないのか」等と、治療的なアプローチに非常に否定的な方もおられ、計画に関わった者として当惑したことがある。こういう保護司が未だに居ることを前提に、この検討会や社会の共通認識として「保護司制度」を考えて欲しい）。

また、弁護人の私的鑑定を含めて精神鑑定がされている場合、その結果が治療方針等の参考になることがあるはずである。そのような場合には、上記の更生支援計画の引継ぎのように、判決後に弁護人から保護観察所に鑑定書を送付するようなシステマティックな引継ぎを考えるべきである（裁判所の証拠になっていれば検察官が処遇意見に添付することが可能と思われるが、保護観察開始の時点でそれで間に合うのか、ということも考えられ、私的鑑定も含めて弁護人が保護観察所に送付ないし持参するというのも有効な解決方法と考えられる）。

現に更生支援計画が策定されて保護観察付執行猶予となっているケースは多々あり、かようなケースでの役割分担や連携の仕方を他のケースに広げていくほうが、地域資源の発掘（更生支援計画が策定されない事件もあり、地域資源の発掘は必須である）などにも役立つものと思われる。

第2 刑務所をめぐる問題

1 刑務所をめぐる他官庁の施策との相克の解決

刑務所では、施設が老朽化し、冷暖房も十分稼働していない施設がある。府中刑務所では、今般、冷暖房設備を入れるための予算を確保したが、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」により、2007年よりも二酸化炭素排出量が増えることから、排出権を購入しなければ設備ができないという事態に立ち至っている。

冷暖房が十分に完備していない同刑務所では、視察委員会に対して、暑さ、寒さに関する意見・提案書が多数出されており、受刑者の生命・健康、あるいは人権に関わる状況が生じているし、そこで働く職員の労働環境という意味でも非常

に問題がある。かような他省庁との関係を調整するのがこの検討会であり（未だ環境庁は参加していないわけだが）、当検討会を所管する法務省大臣官房の職務と思われる。また、かような省庁をまたぐ「人権問題・労働問題」が起きた場合には、弁護士会からの会長声明等を出させるなど、関連機関とも協力することが重要である。

刑務所自身も、環境に配慮した刑務作業や施設運営などについて、他省庁からの知見を結集することも重要と思われる。例えば、経産省に協力を求め、ペロブスカイト太陽光電池の実証実験に刑務所を使うこと、国交省、環境庁、農水省などに協力を求め刑務所内の緑化や残飯などのリサイクルなどを考えること、厚労省、経産省に協力を求め、循環型の刑務作業を考えること等ができるのではなかろうか。今後、かような冷暖房設備の問題は生じ続けるであろうし、環境配慮型の刑務作業を考えること等を検討すべく、環境省にも当検討会への参加を求めているかがか。

2 刑務作業の比重の軽減について

刑務作業の比重が軽減することは、いくつかの問題を生じ得る。

(1) 作業報奨金を維持できるのか

作業報奨金は、受刑者の出所後の生活の糧の意味を持つだけでなく、所持金がない者が刑務所内で学習するときの原資になるなど、極めて重要な意味を持つ。現在、作業報奨金は月 1000 円台から 5000 円台程度であり、今日日、高学年の小学生でももっと小遣いを与えられているのではなかろうか。このように低い作業報奨金では、被害者が受刑者たる加害者から損害賠償を請求しようにも極めて困難であり、受刑した者の就労が容易でないことを考えると、いくら被害者が被害者代理人をつけて損害賠償等をしてしても画餅に終わることは明白である。

作業時間の減少により作業の収益性を高めなければ作業報奨金が維持できなくなるところ、刑事施設の刑務作業製品の販売については、売上高至上主義であり、採算の概念が欠けている。収益性が高く、作業時間が短くても作業報奨金が支給できるような作業を見いだす努力が必要である。いくつかのアイデアを考えてみたので添付する。作業によっては、単独室でも実施し得るし、余暇時間を使った作業としても導入し得るのではないかと思われる。

(2) 刑務所職員、とくに処遇関係者のモチベーションをどう維持するか

刑務所の処遇担当者が工場の責任者となるということは、少人数の職員で

工場を切り盛りするという高いスキルを要求されるので、彼らの業務内容が評価されていることを意味していた。そうすると、従来の「工場」での作業が縮小されるということは、職員のモチベーションの低下にもつながりかねない問題であり、現に、府中刑務所での職員アンケートでは、処遇職員の新たな政策への疑問などが提示された（同刑務所の同意が得られれば、アンケートをこちらでも共有したいと考えている）。処遇職員が、どういう役割を与えられることで自分が評価されていると感じ得るのかなど、現場の職員の気持ちも尊重した形で新たな制度を充実させていく必要があると思われる。

3 「分類」について

(1) 「分類」のための「分類」になる危険を避けてほしい

分類をした後、「この分類の人にはこの処遇・この社会復帰」ということを固定的に考えないで欲しい。そのような点で最も大きいのは「障害者」の問題である。

ある、障害者の処遇に関する試行を行っている刑務所で、民間の協力者が、最近では障害者雇用を熱心に行っている企業も多いことから、普段活動を共にしている刑務所の福祉等の担当者に、「雇用の担当者にも挨拶して話がしたい」と言ったところ、必要ないと言われたという話を耳にした。障害者が社会で適応できないのは、障害者のニーズに応える環境がないからであり、一般企業でも障害者就労ができるよう、軽作業や細かく丁寧なマニュアル、ジョブコーチ等を準備しているところもある。そういう企業が少ないから、障害者は作業所での福祉的就労にならざるを得ない（なお、いわゆるB型作業所の工賃は数万円であるが、最低賃金等と比較して非常に低いと批判されている。上記の作業報奨金もせめてこのレベルまで引き上げられないかと思う）のだが、まるで刑務所が福祉的就労に甘んじろといわんばかりの方策をとるべきではない。企業が障害者雇用に舵を切っているのだから、そのような求人の情報などについてもきちんと情報収集し、うまくマッチングできる受刑者がいれば、そのような就労枠で就労させるべきである。また、障害者枠を置いていなくても、障害のある人を雇用してうまく定着させている事業者もあるので、「障害者＝福祉就労」という考えを再考されたい（保護局もである）。

(2) 分類のための資料として精神・心理鑑定を活用すべきである

現在、精神鑑定書、心理鑑定書が刑事施設に引き継がれるシステムができていない。責任能力には関係なくても、精神障害、知的・発達障害に関する情報や鑑定に伴い聴取される生育歴等のデータは、分類や処遇、所内の治

療、出所後の支援策の検討において極めて大きな役割を果たすはずである。上記の保護観察のところでも若干言及したところであるが、更生支援計画に限らず、これから受刑する、保護観察を受ける者についての精神・心理鑑定書の引継ぎについてご検討いただきたい（とくに私的鑑定の場合、検察官が意見書に言及しない可能性もある）。

(3) プログラムへの参加の前提としての事件への再認識

犯罪特性等に従ってプログラムの選択をすることになるが、「私は無罪だ」という人に対してプログラム参加を求めても効果は上がらない。プログラムの効果を上げるには、冤罪を防ぎ、本当に無罪の人が刑務所に行かないようにすることが絶対の前提である。

また、非常に筋の悪い否認（性犯罪において、どう考えても被害者の同意があるとは思えない事案で「被害者も笑っていたし、同意はあったはずだ」等と裁判で主張する者がいる）をしていた者に対しては、事件に対するゆがんだ認知を取り除くところから始めないとプログラムに参加させてもその意義が半減してしまいかねない（とくに当該受刑者以外の受刑者への悪影響が生じるおそれがある）。刑事施設や保護観察所に引き継ぐ情報には判決も含まれているはずなので、事件そのものについての見方から解きほぐすようなプログラムも検討される必要があると考える。

(4) 学習支援環境について

今後、刑務所における自主学習が非常に大きな意味を持つことについては全く争うものではないところ、当職は府中刑務所の視察委員であるが、図書工場にある六法全書は平成の頃（しかも下手すると20年くらい前）のものであるし、簿記などの資格取得のための教材も大変に古い。一般図書は、地元自治体の図書館のお古をもらい受けてきているので、最新のものが入ってくることはない。ここに参加している方々には、刑務所の蔵書や学習教材の貧しさについて、是非、実地に見学してみしてほしい。矯正局だけでなく、大臣官房（もちろん、大臣や副大臣など政治家の方々も）におかれても、あのひどい蔵書の状況を見て欲しいものである。こんなものを貸し出して教育効果を上げられるとは到底思えない。

府中刑務所に対しては、保護司会や弁護士会などの公的な団体からの寄付を提案してきているが、受刑者の平等を図るために工場等の数だけ同じ本を準備できるのかという大変厳しいご回答や（例えば、人気があり提供しやすいと思われる東野圭吾の本であれば、同タイトルのものでなくても工場の数

揃えばいいはずで、その後、その書籍を工場ごとに回していけばいいと思うのだが。。。)、寄付されても点検ができない等と「できない」という理由が山のように並び立てられる。なんとかできるようにするのが個別のニーズに応じて社会復帰につなげる刑務所ではないのかと思う。もちろん、同刑務所には図書工場の受刑者の能力的な限界等があるのかもしれないが、そういう問題を克服する手段として、外部で書籍の整理や目録の整理をした状態で施設が受け入れるといった方策をとることも考えられるではないか。

また、語学学習のためのCDプレイヤー等も数が足りないので、自主学习の際には購入をしなければCD等の視聴ができない。今日日、スマートフォンで音楽や映画のダウンロード等をするようになり、この委員会においでの方々の中にも自宅にCDプレイヤーが死蔵されている人も相当数おられるはずである。不要品を積極的に回収することで、有効な学習資材も集めることが可能と思われる。

是非、具体的な方策を法務省矯正局のほうで検討し、各刑務所に対して指示してほしい。

第3 少年院での基礎学力向上等についての効果測定について

言うまでもないところかとは思われるが、現在、少年院の収容者数は減っており、しかも、知的境界、発達障害といった能力に問題を抱えた少年の割合が増えている。そのような少年は、一人一人の能力の個別性が高く（例えば、文章の読み取りは苦手でも算数は得意、分数の概念はわからないが反復作業は得意など）、統計的な効果測定をすると「あまり効果が上がっていない」ように見えても、それぞれのケースでは効果が上がっているという現象が起こり得る。効果測定を検討するについては、かような少年の個別性に応じての好例の収集などを細やかに行う必要があるものとする。

第4 保護観察所の施策について

1 出所者報奨金について

20歳未満、50歳以上の雇用継続が難しく、とくに20歳未満の者が学習や経験が乏しいために困難が生じるとの説明があるので加算金の制度を作るとの説明があった。このような補助金形式は、雇用しようという動機付けにはなるものの、支援の期間が満了すると当該従業員を放り出す（解雇は困難とは思いますが、いろいろ条件を変えるなどして居づらくすることで自ら辞めるよう仕向けることも含む）ことも生

じ得る。雇用主への補助がなくなったから自分を辞めさせようとしているのではないかという相談を受けたことがあり（労働局に相談するよう助言したが、行ったかどうかわからない。この人は当職に見捨てられたと思ったかもしれない）、報奨金の支給以降も当該事業者が対象者をきちんと雇い続けているのかどうかなど、雇用をした事業者に関して、就労した対象者にも話を聞くなどして細やかに観察すべきである。

また、年齢で切っているが、再犯している者の就労は非常に難しい。再犯をしている者の収容されている刑務所は満期釈放者が多く、居住地や就労の確保がうまくいかずにさらに再犯というケースもあるのだから、再犯者がうまく就労できるような体勢を作ることが重要と思われる。

2 保護司法改正について

(1) 保護司会活動という名の搾取

保護司は、保護司会が主催する保護観察所の指導に基づく社会を明るくする運動の啓発活動等に動員される。かような広報をなぜ保護司が行わなければならないのか。保護司法8条の2第1号が根拠と思われるが、広報手段について保護観察所が決めた「これ」をやれという根拠はどこにもない。映画上映会や勉強会の実施など、保護司会毎に啓発の方法を考えるのでは何が悪いのか。

また、保護司の叙勲者等の表彰式典の設営はそれを担当する保護司会が行い、後から保護観察所からその費用が支弁されるところ、式典当日の受付、道案内等だけでなく、前日の会場設営やその前の会場設営のための打ち合わせ等も保護司が行わなければならない。しかもその時期は11月下旬の年末を控えた非常に忙しい時期である。本年、東京都では中央区保護司会がその設営担当だが、中小企業の経営者の保護司が多い中央区では、多くの保護司にとって非常に酷な状況が発生している。当職は、そのような時間的な拘束には本業の関係で耐えがたいが、「出ない」といえば、「弁護士だから威張っている」等と陰で言われ、保護司会での立場が非常に悪くなることが目に見える（それでも、日程があわなければ参加しないつもりであるが）。以前、保護司会の新年会で受付を担当していたところ、ある来賓の保護観察関係者から、「あれ、先生も受付をするの？」と驚いたように言われたことがある。それが保護観察所の意識なのだろうなと感じている。

「ケースは回ってこないのに動員ばかり」といって嘆く経験の浅い保護司も多数いる。

保護司の面会の負担軽減等を保護局は説明で述べているが、むしろ、保護司会に保護司が参加する様々な行事等の負担軽減をすることこそ、保護司を確保し、保護司がやめないための重要な方策と考える。

(2) 保護司の任期を3年に延ばした点について

保護司の任期を3年に延ばしたが、この人が保護司でいいのか？という人であっても任期前に辞めていただくというのは非常に困難である。任期を3年に延ばすことは、小手先の施策としか思われない。

ただ、保護司会でうまくいかない保護司（保護司会費を支払わなかった、非常に犯罪者の支援に熱心な弁護士が保護司をやめさせられた例を知っている）が有能である場合もあるので、保護司会がダメだという人を、「はい、そうですね」と言って辞めさせるのもどうかと思わないわけではない。

(3) 「特性の調査」の点

保護観察において、少年鑑別所を使うなどしてそれぞれの対象者の特性を明らかにし、アセスメントに資するようにしたいとのことであるが、このような資料は是非保護司とも共有されたい。保護司の多くは、少年事件を好む。その理由は、もちろん若くて可塑性のある少年を指導する楽しさが大きい。鑑別結果など、成人の事件に比べ、少年の特性に関する資料が豊富であり、どういう人で、どういうように接することができるかを保護司が考える非常に有効な資料が渡されることも大きい。「大変な事件は保護観察官の直担で」と言うだけでなく、保護司に情報を与えていろいろと検討する機会を与えることや、そのような資料を必要に応じて地域資源と共有し、エビデンスに基づいて地域での支援者層を広げる努力をすることが望ましいと考える。

3 よりそい支援について

再犯防止推進計画では、施策番号50で弁護士が裁判時に提出する更生支援計画に言及し、57で少年・若年者に対する関係機関と連携したきめ細かな支援等で弁護士、弁護士会との連携に言及し、72で、民間団体たる弁護士会、弁護士との連携をうたっている。にもかかわらず、このよりそい支援には弁護士や弁護士会への言及がない。矯正局においては、各矯正管区が弁護士会の「よりそい弁護士制度」に関する協定書を結び、個別の受刑者の支援に当たらせることを実施している。保護観察所は、難しい事件について既に弁護士会への協力を求めているところ、このような公的な場面でのプレゼン資料（もちろん白書もだが）にその点への言及がない

ことは遺憾である。

保護局、各保護観察所は、更生支援計画の策定をしたような事件はとくに、弁護士や弁護士会との連携をして、対象者によりそう支援を充実させてほしい。

第5 警察の施策について

ストーカーの治療を実施している病院は極めて少ないため、弁護人が治療してくれる病院を探すのに苦慮している。以前から何度も述べているが、是非、警察のほうで、ストーカーについて対応してもらえることがわかっている医療機関についての情報をご提供いただきたい。

また、例えば、少年相談などのカウンセリングの窓口を成人（若年成人だけでもいいので）にも開放することは考えられないか。経済的に恵まれないストーカー加害者の場合、「無料で治療を受けられる」ということが非常に大きな意味を持つのである。

もちろん、警察に取り組みを任せるだけでなく、保護観察所においても、ストーカー向けのプログラムを実施するなどして、保護観察対象者以外にも更生緊急保護の枠組みでプログラムの受講を認めるようにしてほしい。

第6 厚労省等の施策について

地域生活定着支援センターは法定機関ではない。法的根拠がないことで、事業の発展が阻害されている部分もあると考える（当職は毎年言っているが）。時期計画に向けて、同センターの法定化に向けた検討を進めるべきであり、各地のセンターや全国地域生活定着センター協議会等とも協議することをお願いしたい。

また、DARC等の自助グループが、障害のある入所・通所者が増えていることから、B型作業所を併設する等の動きがある。かような動きについて、各地の福祉担当部局が積極的に支援できるよう、厚労省、総務省からもご指導いただきたい。さらに、福祉的作業について農業を実施している自助グループも少なくない。このような団体に対して、農水省の支援について、もっと広報してほしい。農福連携を始めたが、何ら農水省の支援を受けておらず、ノウハウ等も十分でないところもあるやに聞いている。

以 上

別紙 高収益あるいは社会貢献性の高い作業はないか

1. 「短時間で価値が出る」×「教育と相性が良い」作業

デジタル軽作業（アナログ環境でできる範囲）として、PCを使わない形での“デジタル周辺作業”は、収益性が高いものがある。

- ・ AI 学習用データのアノテーション
（紙ベースでの分類・タグ付け→外部でデジタル化）
- ・ 画像分類の一次仕分け（印刷された写真をカテゴリー別に分類）
- ・ 音声書き起こしのチェック作業
（プリントされたテキストと音声の整合性チェック。これはある程度の能力が必要かと思われる）

教育プログラム（デジタルリテラシー）との相乗効果が大きく、短時間でも成果が出やすい。

2. 農業生産×「高付加価値」作業

刑務所で、簡単にできる農産物を作ることが考えられる。サツマイモは、酷暑でも荒れ地でも、あまり世話をしなくても大きくなるので、刑務所での栽培に向いている。また、栽培方法が確立しているきのこの栽培は比較的容易で、屋内での作業が可能であるというメリットがある（きのこ生産事業者に協力を求める必要はあるかもしれない）。野菜でも、簡単なキットでできるものもあるし、ゴーヤーなどの壁面緑化が可能な野菜をポットで栽培すれば、土のない刑務所でも栽培が可能である。ハーブの類はポットでの栽培が簡単にできる。また、地域の農産物、海産物、森林資源の加工をすることも考えられる（美祢などで実施されているところかと）そのように生産したものを

- ・ 農産物の乾燥加工（干し芋、乾燥野菜、乾燥きのこ、乾燥ハーブ）
 - ・ ハーブティーの調合・袋詰め
 - ・ 地域の木材を使った小物（箸、コースター、名刺入れ）
- “地域ブランド”と組むと単価を上げることが可能になる。

3. 「教育プログラムと直結する」作業

読み書き・語学教育と連動した作業も考えられるのではないかと。

- ・ 本の読み聞かせ音源の録音（声の仕事は短時間で価値が出る）
- ・ 点字書籍の作成

これらはある程度の能力を有する人への作業として有効かと思われる。また、本の読み聞かせについては、絵本であれば対象者をさらに増やせるし、さらに能力が低

い人に対しては、読み手用の簡易台本づくり（太字・ふりがな付け）の前作業をしておいてから録音するという方法もあろう。さらに、副次的作業として（これは能力をあまり問わないといえるだろう）

- ・ 絵本のページ番号付け
- ・ 絵本の破損チェック・補修

といったものも考えられる。点字書籍についても、原本のページ確認（この作業には相当の能力が必要と思われる）、点字用の下準備（機械の準備であればある程度の能力があればよい）、点字の点字用紙への印字（この作業には相当の能力が必要と思われる）、用紙の仕分け（これは同じ用紙を選べばいいのである程度の能力で足るだろう）、完成品の検品（完成品の検品なので、相当の能力が必要であろう）といった作業に分割し、用紙の仕分け作業のような機械的なものは、能力をあまり問わないものもあるので、能力別の人でチームを組むことが可能と思われる。ただし、社会貢献作業の意味合いが強く、収益性という面ではあまり大きくはない。

また、日本語教材作りであれば、ひらがな、カタカナが主になるので、知的能力が低くてもある程度対応可能であり、語彙カードの仕分け（色・記号で分類できる）、初級教材のイラスト切り貼り（教材づくりの補助）、ひらがな・カタカナのトレース教材づくり（線に沿って切る・貼るなど）、外国人向け生活日本語教材の封入・セット化といった作業は、多様な外国人が住むようになった地域のニーズに応え得るものであり、社会貢献性が非常に高く、各自治体や企業からの購入希望が出るのではないかとと思われる（そういう意味で、教材の開発という仕事がまず必要となる）。

また、外国人受刑者が、その母語を用いての社会貢献活動をすることが可能である。例えば、外国語教材の音読チェックを、ある程度の日本語能力がある外国人にしてもらうことが可能なのではないかとと思われるし、外国語と日本語との対応教材を作ることができれば、例えば、我が国に多数の移住者のいる外国語については上記同様、教材としての需要があると思われる。

これらは、学習成果がそのまま“作業能力”になるので、教育のモチベーションも上がるのではないか。

4. 「脱炭素」×「収益性」×「刑務所の強み」

環境配慮型の商品で刑務所の強みを活かすことが考えられる。廃材アップサイクル製品ともいえるようなものが考え得る。

- ・ 古着の裂き織り（バッグ、ランチョンマット）
- ・ セーター等からの糸の再生（とくにカシミア、ヤクなどの高級な繊維）

- ・ 廃プラの圧縮成形（コースター、キーホルダー）
- ・ 木材端材の寄木細工風小物
- ・ 古着を決まった形に切るなどして手芸材料として販売することも考えられる
“環境配慮型製品”は刑務所のイメージ改善にもつながる。

また、古着については、古着自体を分別し、ブランド物については販売することが考えられる。古着販売チェーンなどと組むことも考えられるし、トルソーに着せて写真をとり、メリカリ等の販売サイトで売る（もちろん、刑務所のアカウントを作るのである）ことで、不要品を販売する力をつけさせることも可能になる。

5. 「短時間で完結する」×「高単価」作業

手作業のクラフト系（ただし“量産”ではなく“少量高付加価値”）

- ・ 刺し子（海外で人気、単価が高い）
- ・ 組紐（伝統工芸系は高値がつく）
- ・ ミニチュア木工（海外市場で需要がある）

教育プログラムの“集中力・継続力”の訓練とも相性が良い。外国人に売ろうとするためには、従来の矯正展以外の販売戦略が必要となろう。

6. 「外部企業との協働」で単価を上げる

“企業のサプライチェーンの一部を担う”という発想をすると収益性は高い。

- ・ サブスクリプション商品の梱包・検品
- ・ D2C ブランドのギフトセット組み立て
- ・ 小規模メーカーの在庫管理補助（紙ベースでの棚卸し作業）

企業側は「安定した労働力」を求めており、刑務所側は「短時間で完結する作業」を求めているため、利害が一致する。